

第76回全日本弓道大会 実施要項

1. 目的 弓道技能の向上および弓友相互の親睦を図るとともに、弓道の発展に寄与することを目的とする。
2. 主催 公益財団法人全日本弓道連盟
3. 後援 京都府・京都府教育委員会・公益財団法人京都府スポーツ協会
(申請予定) 京都市・京都市教育委員会・公益財団法人京都市スポーツ協会
4. 主管 京都府弓道連盟
5. 期日 令和7年5月2日(金)・3日(土)
6. 会場 京都市勧業館「みやこめっせ」
〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
京都市営地下鉄東西線「東山駅」より徒歩約8分
7. 競技種目 近的競技
8. 競技種類 個人競技
9. 演武種別 有段者の部・錬士の部・教士の部・範士の部
10. 競技種別 有段者の部・錬士の部・教士の部
11. 競技内容 的中制(坐射・直径36cm霞的)
12. 競技日程 5月2日 矢渡
演武 範士の部
演武・競技 有段者の部
表彰式
5月3日 演武・競技 教士の部、錬士の部
表彰式
13. 演武方法 (1) 各部とも一手1回とし、原則として各射場5人立で行う。
(2) 有段者の部・錬士の部・教士の部は「競技における行射の要領」で行う。
(3) 範士の部は「審査における行射の要領」で行う。
14. 競技方法 (1) 有段者の部・錬士の部・教士の部の演武皆中者により行う。
(2) 各部とも「競技における行射の要領」で行う。
(3) 射詰競射にて順位を決定する。射詰の3射目以降は、直径24cm星的を使用する。
また、的中を逸した同位者は、直径36cm霞的を使用し遠近競射で順位を決定する。
(4) 最上位者を決定する射詰競射において、5名以下になった場合、一手を持って入場する。
行射後は、本座まで退がり、進行委員の指示において的中を逸した選手は退場する。
15. 表彰 有段者・錬士・教士の各部優勝から3位までに賞状及びメダル、4位と5位に賞状を授与する。
16. 参加資格 (1) 錬士・教士・範士の各部は本連盟の称号受有者とする。
(2) 有段者の部は本連盟の称号者を除く四段以上の者とする。
(3) 本大会は大会役員、及び競技役員も参加できる。
17. 適用規則 公益財団法人全日本弓道連盟「弓道競技規則」ならびに本実施要項による。
18. 参加申込 参加申込書は氏名欄を除き、パソコン入力を可とする。**氏名欄は自筆**により明確に記載すること。
19. 参加料 1名：5,100円

文京締切 1/30 (木) 香川

「参加料」及び「参加申込書」を提出の上、申込一覧に記名の事

20. 締切日 ~~令和7年2月10日(月)必着~~
21. 宿泊 各自手配のこと。
22. 注意事項
- (1) 受付は本人が行なうこと。代理受付は認めない。
 - (2) 演武、及び競技の服装は、弓道衣（白筒袖・袴・白足袋）又は和服とし、受付時に配布するゼッケンを付けること。
 - (3) 招集時に不在の場合は、棄権とみなす。
 - (4) 参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、参加者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
 - (5) 参加者は健康保険証を持参のこと。
 - (6) 申込み締切後、進行表を地連に通知し立順毎の受付時間を本連盟のホームページに掲載する。
※選手控室への入館は原則、大会役員、選手のみとする。
 - (7) 本大会はインターネットで動画配信を行うことがある。
 - (8) 大会欠席の事前連絡は不要。当日、指定時間に受付を行わない場合、欠席とする。
特に、京都市勧業館「みやこめっせ」への電話連絡は行わないこと。
なお、当日に公共交通機関の乱れなどやむを得ない事情で受付時間に遅れた場合は、受付でその旨を申告すること。競技委員長の判断により参加を認める。
23. 映像の取り扱いについて
- 個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないように、十分に配慮すること。権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。ただし、下記(2)の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。
24. その他
- (1) 大会プログラムならびに関係書類への記載（氏名、所属団体、称号、段位）
 - (2) 大会結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載（氏名、所属団体、称号、段位、写真、動画）
 - (3) 本連盟広報活動として使用される各種メディア（出版社・テレビ局等）への提供（氏名、所属団体、称号、段位、写真、動画）
 - (4) 報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法令を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。